2025年4月3日

株主各位

東京都中央区銀座一丁目9番13号
ロードスターキャピタル株式会社
代表取締役社長　岩野　達志

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関する取締役会決議公告

当社は、2025 年 3 月 27 日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分について、下記のとおり決議いたしましたので公告いたします。

記

１．当社取締役に対する自己株式の処分

1. 処分する株式の種類及び数	当社普通株式27,000株
2. 処分株式の割当方法	譲渡制限付株式の割当てによる。
3. 処分価額及び処分総額※	無償（取締役の報酬等として当社取締役（社外取締役を除く）3名に対して自己株式の処分をするものであり、会社法第202条の２第1項の規定により、処分株式と引き換えにする金銭の払込または財産の給付を要しないものとする。）
4. 割当予定先	当社の取締役(※)　3名　27,000株 (※)社外取締役を除く。
5. 割当日	2025年4月18日

２．当社執行役員に対する自己株式の処分

1. 処分する株式の種類及び数	当社普通株式6,000株
2. 処分株式の割当方法	譲渡制限付株式の割当てによる。
3. 処分価額	処分株式1株につき　金2,599円
4. 処分総額	15,594,000円
5. 現物出資財産の内容及び価額	本自己株式処分は、執行役員に支給された金銭債権を出資財産として行われるもので

	す。その公正な評価額は、2025年3月27日開催の取締役会決議の日の前営業日(2025年3月26日)における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(2,599円)に上記の処分する株式数を乗じた金額(15,594,000円)です。これは、合理的で、かつ、特に有利な価額には該当しないものと考えております。
6. 割当予定先	当社の執行役員3名　6,000株
7. 割当日	2025年4月18日

以上